

諮問第1号

答 申 第 1 号

平成20年 3月26日

苫前町教育委員会
教育長 竹内 勝 様

苫前町情報公開審査会
会長 伊藤 豊治

苫前町教育委員会と旭川方面羽幌警察署との連携に関する協定に伴う児童生徒等に関する個人情報の警察署からの収集及び警察署への提供について
(答申)

平成20年2月13日付け苫教総第511号にて苫前町教育委員会教育長から諮問のありました児童生徒等に関する個人情報の本人外収集及び外部提供の審査について、次とおり答申します。

1 審査会の結論

苫前町教育委員会（以下「実施機関」という。）が、児童生徒の健全育成のため、旭川方面羽幌警察署（以下「警察」という。）と協定を締結して児童生徒の個人情報をも本人以外から収集し、及び外部へ提供することについては、それぞれ必要なものと認める。

2 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

（１）苫前町教育委員会と旭川方面羽幌警察署との連携に関する協定の締結目的について

協定の締結目的は、近年の少年非行の多様化や深刻化の現状を踏まえ、実施機関と警察とが児童生徒の非行等に関する情報を共有するなどの連携の下に非行の再発防止や犯罪被害発生未然防止を図り、児童生徒の健全育成に資することである。

また、協定締結の結果として、児童生徒に対する迅速かつ効果的な指導の実施や犯罪被害が生じるおそれのある事案への速やかな対応が可能となる。

（２）個人情報の収集と外部提供について

協定により取り扱われる情報は、児童生徒という特定の個人を識別することができるため、苫前町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第２条第２号にいう「個人情報」に該当し、同情報については、条例第８条の「収集の制限」の規定が適用され、原則として本人の同意なしには収集できない。

また、同情報については、条例第９条の「利用及び提供の制限」の規定が適用され、原則として利用目的の範囲を超えて外部には提供できない。

（３）条例第８条第２項第５号にいう「適正な行政執行のため必要がある」こと及び条例第９条第１項第４号にいう「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」ことについて

協定に基づき実施機関が警察から情報提供を受けることは、前記記載のとおり、本人の同意を得ないで本人以外から個人情報を収集する場合に当たると考えられる。また、同様に、協定に基づき実施機関が警察へ情報提供することは、利用目的の範囲を超えて実施機関以外の者に提供する場合に当たると考えられる。このような情報の収集や提供を可能とするためには、条例第８条第２項第５号により「適正な行政執行のため必要がある」こと、及び条例第９条第１項第５号により「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」ことが要請されることになるが、これらの点については、次のような理由を挙げることができる。

（ア）少年犯罪の多様化・凶悪化

薬物乱用や出会い系サイトを端緒とした事案など、非行の多様化が進むとともに、不良行為や犯罪行為などの青少年の問題行動は、低年齢化が進んでおり、学校現場においては、校内の生徒指導だけでは十分に対応しきれない困難な問題が発生してきている。このことから、今日では、実施機関と警察などの外部の組織とが連携して対策を講ずることが求められている。

（イ）児童生徒への指導体制の強化

警察から情報提供を受けることにより、学校においては、犯罪の再発防止、犯

罪に關与した児童生徒の規範意識の醸成や立ち直りなどについて、迅速かつ効果的な指導を行うことが可能となる。また、実施機関と警察双方が不審者情報など児童生徒が被害者となるおそれのある事案に関する情報を早期に入手、提供することにより、速やかな対応が可能となる。

(ウ) 北海道及び他市町村の対応

同様の協定を、北海道をはじめとして道内市町村のおおよそ8割程度が締結している。留萌支庁管内においては、留萌市及び幌延町が既に締結している。

(4) 個人情報の管理について

協定に基づき、児童生徒の個人情報は、実施機関と警察とで適正に管理され、秘密の保持を徹底するとともに、児童生徒の健全育成に役立てるという目的を達成するための活用に限られる。また、実施機関と警察とが連絡しあった事項については、原則として児童生徒及びその保護者に通知され、条例第8条第3項の要請を満たしている。

(5) 結論

以上のことから、実施機関は、協定を締結して児童生徒の個人情報を本人以外から収集し、及び外部へ提供することについては、「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」と考える。

3 審査会の判断理由

当審査会は、次のように判断する。

(1) 審査会で苫前町教育委員会と旭川方面羽幌警察署との連携に関する協定の締結について審査を行うことについて

協定により取り扱われる情報は、前記「実施機関の説明の要旨」の(2)がいうように、条例第2条第2号にいう「個人情報」であると考えられる。この「個人情報」には、条例第8条の「収集の制限」の規定が適用され、したがって、このような情報は、原則として本人の同意なしには収集できない。また、同情報については、条例第9条の「利用及び提供の制限」の規定が適用され、原則として利用目的の範囲を超えて外部には提供できない。

協定に基づき実施機関が警察から情報提供を受けることは、本人の同意を得ないで本人以外から個人情報を収集する場合に当たると解することができ、このような情報収集を行うためには、実施機関は、条例第8条第2項第5号の規定に基づき、次に検討する「適正な行政執行のため必要がある」ことについて、当審査会の意見を聴く必要がある。

また、同様に、協定に基づき実施機関が警察へ情報提供することは、利用目的の範囲を超えて実施機関以外の者に提供する場合に当たると解することができ、このような情報提供を行うためには、実施機関は、条例第9条第1項第5号の規定に基づき、同じく次に検討する「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」ことについて、当審査会の意見を聴く必要がある。

(2) 条例第8条第2項第5号にいう「適正な行政執行のため必要がある」こと及び条例第9条第1項第4号にいう「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」こ

とについて

条例第8条第2項第5号は、個人情報につき本人の同意を得ないで本人以外から個人情報を収集することができる場合として、「審査会の意見を聴いた上で、適正な行政執行のため必要があると実施機関が認めるとき」と定めている。本件協定により個人情報を警察から収集することは、前記のとおり、この本人の同意を得ないで本人以外から個人情報を収集する場合に当たると考えられ、このような情報の収集を可能とするためには、「適正な行政執行のため必要がある」ことが要請される。

また、条例第9条第1項第4号は、個人情報を収集したときの利用目的の範囲を超えてそれを利用し、または外部へ提供することができる場合として、「審査会の意見を聴いた上で、適正な行政執行のため又は公益上必要があると実施機関が認めるとき」と定めている。本件協定により個人情報を警察へ提供することは、前記のとおり、この利用目的の範囲を超えて実施機関以外の者に提供する場合に当たると考えられ、このような情報の提供を可能とするためには、「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」ことが要請される。

以下、本件協定による個人情報の収集と提供とに関して、実施機関が示すその「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」ことについて検討する。

(ア) 少年犯罪の多様化・凶悪化

実施機関は、本件協定の締結目的について、少年犯罪の多様化・凶悪化に対応するためと述べ、実施機関と警察などの外部の組織とが連携して対策を行うことの必要性を指摘している。今日の情報化社会において、薬物乱用や出会い系サイトの問題など、青少年を取り巻く環境の変化に対応するために、教育行政を行うに当たって実施機関が外部の機関と連携体制を構築し、努力を払うことは、十分に評価されなければならない。

(イ) 児童生徒への指導体制の強化

実施機関は、警察との連携により、迅速かつ効果的な指導を行い、速やかな対応が可能になる点を指摘しており、前記(ア)と重複するが、児童生徒の健全育成のため、実施機関が努力を払うことに対しては、評価されるべきものであると考える。

(ウ) 北海道及び他市町村の対応

他の自治体における協定締結の動きが、ここでいう「公益上の必要」等の要件を直接的に満たすことにならないことは、明らかである。それらは、協定締結を否とした自治体の存在をも示しており、「公益上の必要」等を示す背景情報としては、説得性に欠けるからである。しかし、教育委員会が、児童生徒の健全育成を図るための施策の一つとして、本協定を締結することは、認められないことではない。

(エ) 個人情報の管理について

個人情報の管理について、協定第7条で「秘密保持の徹底」を規定しており、第6条「連絡方法等」においても、情報の取扱いを適正に行うための規定が定められている。さらに、実施要領第8項において、具体的な記録、保管方法や保存期間について規定されており、このような個人情報保護のための取組は、当審査

会の審査対象として、内容的には積極的に評価できるものである。

(オ) 結論

以上のことから、本件協定を締結して児童生徒の個人情報を本人以外から収集し、及び外部へ提供することについては、総合的な観点から、条例第8条第2項第5号にいう「適正な行政執行のため必要がある」こと及び条例第9条第1項第4号にいう「適正な行政執行のため又は公益上必要がある」ことをそれぞれ満たすということができる。

4 実施機関に対する審査会の要望

当審査会は、実施機関が警察に児童生徒の個人情報を提供することに対して、委員の中から強い懸念が表明されたことを踏まえ、次のことを要望する。

(1) 苫前町個人情報保護条例による個人情報の収集についての基本的な考え方は、原則、実施機関による個人情報の外部提供は必要最小限に抑えることであり、警察への情報提供は、ほかに手段がない場合を別にして、極力控えるべきである。

また、児童生徒の健全育成のためには、学校現場のみならず、地域社会が一体となって支援することが必要であるから、その様な取組についても、本件協定にかかわらず、積極的に対応することを期待する。

(2) 実施機関と警察とが連絡した事項は、協定に基づき、適正な管理が行われなくてはならないが、その対象が児童生徒であることに留意し、特にその徹底を図るべきである。

社会一般においては、「警察に連絡された」あるいは「警察から連絡があった」といった情報は好ましくないものであり、また、あらぬ風評をも招きかねない非常に危険な情報であるから、児童生徒を守り育てるという視点を決して忘れることなく、常に慎重な情報の取扱いを徹底することを重ねて要請する。

なお、情報提供を受ける警察に対し、個人情報の厳正な取扱いについて実施機関から重ねて要請するとともに、本件協定の実施状況について、適切な時期に検証を行い、必要な改善を措置すべきである。